

宇都宮市景観計画に係る景観審議会の開催について

**諮問事項****宇都宮市景観計画に係る景観審議会の開催について****◎ 趣 旨**

宇都宮市景観計画に係る景観審議会の開催時期の見直しについて諮るもの

**1 経 過**

- 平成 7 年 12 月 宇都宮市屋外広告物審議会の設置
- 平成 19 年 4 月 宇都宮市景観審議会の設置
- 平成 19 年 6 月 第 1 回宇都宮市景観審議会
- 平成 21 年 12 月 景観条例施行規則及び屋外広告物条例等改正
- 平成 22 年 4 月 宇都宮市景観審議会及び宇都宮市屋外広告物審議会の統合
- 平成 27 年 2 月 第 1 1 回宇都宮市景観審議会

**2 審議会の位置づけ****(1) 宇都宮市景観条例**

- ・景観計画の策定又は変更、景観形成重点地区の指定等、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するもの。

**(2) 宇都宮市屋外広告物条例**

- ・禁止地域、禁止物件等の指定や広告物景観形成地区等の指定、基本方針及び基準の制定や許可の基準の制定などについて、審議会の意見を聴くもの。
- ・規則に適合しない物件を特例で許可する場合について、審議会の議を経るもの。

**3 運営方法に対する審議会の意見**

第 1 1 回宇都宮市景観審議会において、景観形成重点地区の指定にかかる「景観計画（素案）」の審議と、素案の縦覧・公聴会後に行う「景観計画（案）」の審議について、案の内容に変更のない場合があることから、審議会の運営方法を検討するようにとの意見が出された。

**従来<sup>1</sup>の運営方法**

- ・景観審議会の設置当初には、重点地区指定等における基準案について、縦覧・公聴会開催後に審議会を行い、委員の意見を求めていた。
- ・平成 23 年度以降においては、審議会を素案の縦覧・公聴会の前後の 2 回開催していた。

**4 景観計画に係る景観審議会の開催について（案）**

素案の検討段階で審議会の幅広い専門的な知見に基づく意見を頂くため、報告・説明に関する会議を開催することとする。…**説明資料 1**